

参考資料

遠軽町議会会議規則（抜粋）新旧対照表

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p><u>（一時不再議）</u> 第15条 略 （一般質問） 第61条 略 2～4 略 5 質問は、回数に制限なく、再質問から質問時間を一議員30分以内とする。</p> <p>（携帯品） 第103条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、<u>かさ、携帯電話、写真機及び録音機</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> | <p><u>（一事不再議）</u> 第15条 略 （一般質問） 第61条 略 2～4 略 5 質問は、<u>一問一答の方式</u>で回数に制限なく、再質問から質問時間を一議員30分以内とする。</p> <p>（携帯品） 第103条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、<u>つえ及びかさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> |